

平成28年度 第8回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成29年2月27日(月)午後2時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 大砂会長 志摩会長代理 江川委員 井川委員 稲田委員 榊委員 四宮委員

建築審査会次第

1 吹田市挨拶

2 議案審議

議案第11号

3 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、志摩委員、四宮委員にお願いいたします。

会長 それでは事務局より第11号議案の説明をお願いします。

第11号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 自転車駐車場管理事務所

該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

会長 計画建物付近にある出入口とJR北口の駅前交通広場内にある自転車降り口は同じような仕様のものですか。

事務局 駅前交通広場側の出入口にも自転車の降り口があります。

委員 自転車降り口は自転車、歩行者の両方が使用できる形態ですか。

事務局 駅前交通広場の自転車降り口についてはスロープを設けられているため、自転車の出入りは可能ですが、計画建物付近にある出入口については歩行者のみの出入口となっています。

委員 駐車位置が自転車降り口から遠くなる場合については不便ですね。

事務局 自転車の出入りについては駅前広場側の自転車降り口を利用し、歩行者用出入口は主に定期券の更新等に使用することとしています。今回の計画施設は自転車駐車場管理者の管理用として使用するものです。

委員 現在は地下通路を自転車駐車場として利用していますか。

事務局 現在は自転車駐車場としては使用していません。新たに地下通路を自転車駐車場として整備するにあたり当該管理事務所を設置する計画となりました。

会長 現在の自転車降り口の使用目的としては線路南側に通り抜ける為の通路出入口

とし、その通路の一部を利用し、自転車駐車場とするという計画でよろしいですか。

事務局 その通りでございます。

委員 自転車降り口から北側の歩行者用出口までの区間の用途は歩行者用通路であり、その歩行者用通路のスペースに自転車駐車場を設置し、その管理事務所の計画をしたという事でよろしいですか。

事務局 その通りでございます。

会長 歩行者用通路スペースを自転車駐車場として利用することにより歩道としてのスペースは狭くなるという事ですか。

事務局 現在通路幅員3.5mあるうちの1.5mを自転車駐車場スペースとして利用する為、駐車場分については狭くなります。

委員 自転車降り口から歩行者用出入口までの区間は現在使用されていますか。

事務局 現在歩行スペースとしては閉鎖されている為、自転車駐車場として再活用することとなります。

会長 現在の自転車降り口を使って自転車で駅の南側へ抜ける為のものとするので当該閉鎖区間を自転車駐車場として利用することについてはその通路幅員が狭くなっても支障はありませんね。

事務局 支障はありません。

委員 管理事務所の敷地境界線については建築に必要な寸法として設定しているのですか。

事務局 図上に記載した管理事務所を建築する為だけに必要な境界を設定しています。現地に鋸等はございませんが便宜的に示したものです。

委員 自転車の一時預かりの方も管理事務所を利用するのでしょうか。

事務局 あくまで定期券の更新等の管理を行うものとなっています。

会長 議案第11号についてご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

会長 本年度の建築審査会は本日で最後となるため、事務局より一言ご挨拶をお願いします。

事務局 平成28年度の建築審査会は本日もちまして終了となります。誠にありがとうございました。

会長 それでは以上をもちまして第8回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。